

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

十一月三十日

新潟県病院事業管理者会議

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

	改	正	後	改	正	前
(執行同等の合議)				(執行同等の合議)		
第5条 局本庁においては、執行伺、支出伺等予算の執行に關係のある事項について経営企画課長に合議しなければならない。				第5条 局本庁においては、執行伺、支出伺等予算の執行に關係のある事項について総務課長に合議しなければならない。		
(企業出納員の設置及び任命)				(企業出納員の設置及び任命)		
第6条 局本庁及び施設に企業出納員を置き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者をもつて充てる。				第6条 局本庁及び施設に企業出納員を置き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者をもつて充てる。		
(1) 局本庁 経営企画課長				(1) 局本庁 総務課長		
(2) (略)				(2) (略)		
2 (略)				2 (略)		
3 企業出納員が不在のときは、別に定める事務の範囲において、次に掲げる者は、その順序により企業出納員の権限に属する事務を代決することができます。				3 企業出納員が不在のときは、別に定める事務の範囲において、次に掲げる者は、その順序により企業出納員の権限に属する事務を代決することができます。		
(1) 局本庁				(1) 局本庁		
ア 経営企画課長補佐				ア 総務課長補佐		
イ 経営企画課の会計を担当する係長				イ 総務課の会計を担当する係長		
(2) (略)				(2) (略)		
4 代理企業出納員が不在のときは、別に定める事務の範囲において、次に掲げる者は、代理企業出納員の権限に属する事務を代決することができます。				4 代理企業出納員が不在のときは、別に定める事務の範囲において、次に掲げる者は、代理企業出納員の権限に属する事務を代決することができます。		
(1) 局本庁 経営企画課の会計を担当する係長				(1) 局本庁 総務課の会計を担当する係長		
(2) (略)				(2) (略)		
5 (略)				5 (略)		

<p>(支出負担行為の整理)</p> <p>第25条 予算執行職員は、次の各号に掲げる経費について支出しようとするとときは、あらかじめ第20条の規定に準じて経費支出伺により決定し、支出負担行為の整理をしなければならない。ただし、第3号の経費については、前条第1項各号に掲げる経費を除き、経費支出票によることができる。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 前年度以前において締結された長期継続契約に基づいて支払う経費</p>	<p>(証拠書類の形式)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 収支命令職員、企業出納員、資金前渡職員又は出納店は、債権者が印章を遺失した等の理由により請求書又は領収書に押印することができないと認めるとときは、債権者の署名及び押印により押印に代えることができる。この場合において、収支命令職員、企業出納員、資金前渡職員又は出納店は、その請求書又は領収書の余白に理由を付記し、証明しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(証拠書類の審査)</p> <p>第117条 総務課長は、第112条に規定する支出の証拠書類について、企業出納員に対し必要に応じて提出を求め、その内容の審査を行うことができる。</p>	<p>(局本庁及び施設ごとの計理状況)</p> <p>第176条 企業出納員は、病院事業の月次計理状況を明らかにするために必要な電算情報その他これに付随する書類を、翌月13日までに総務課長に送付しなければならない。</p> <p>2 経営企画課長は、前項の規定により送付された電算情報その他これに付隨する書類を審査しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(決算諸表)</p> <p>第180条 企業出納員は、前条の規定による帳簿の締切後4月30日までに、年度決</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

算に係る電算情報その他これに付隨する書類を作成し、これを経営企画課長に送付しなければならない。

2 経営企画課長は、前項の規定により送付された電算情報その他これに付隨する書類を審査のうえ、決算整理試算表その他必要な書類を作成し、企業出納員に送付しなければならない。

(決算書類)

第181条 経営企画課長は、前条に規定する書類に基づき、次の各号に掲げる決算書類を作成し、病院局長の決裁を受けた後、これを5月31日までに知事に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

(1) ~ (4) (略)

(長期継続契約)

第183条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年新潟県条例第40号）第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) (略)
- (2) 次に掲げる役務（年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。）の提供に係る契約
 - ア～ウ (略)
 - エ 医療器械の保守管理業務
 - オ 洗濯業務
 - カ 診療材料調達等支援業務
 - キ 第1号（力を除く。）の物品の借上げに係る契約に伴う保守管理業務
- (3) (略)

(契約保証金)

第186条 契約を締結する者は、契約金額（次の各号に掲げる契約にあっては、それぞれ当該各号に定める金額。第201条の2第1項に規定する電子入札による普通財産の売払いを行うことができるシステム（以下「財産売払いシステム」という。）による入札の場合にあっては、予定価格）の100分の10以上上の契約保証金を、現金（金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律

算に係る電算情報その他これに付隨する書類を作成し、これを総務課長に送付しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により送付された電算情報その他のこれに付隨する書類を審査のうえ、決算整理試算表その他の必要な書類を作成し、企業出納員に送付しなければならない。

(決算書類)

第181条 総務課長は、前条に規定する書類に基づき、次の各号に掲げる決算書類を作成し、病院局長の決裁を受けた後、これを5月31日までに知事に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

(1) ~ (4) (略)

(長期継続契約)

第183条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年新潟県条例第40号）第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) (略)
- (2) 次に掲げる役務（年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。）の提供に係る契約
 - ア～ウ (略)
 - エ 洗濯業務
 - カ 第1号（力を除く。）の物品の借上げに係る契約に伴う保守管理業務
- (3) (略)

(契約保証金)

第186条 契約を締結する者は、契約金額（次の各号に掲げる契約にあっては、それぞれ当該各号に定める金額。第196条第1項において同じ。第201条の2第1項に規定する電子入札による普通財産の売払いを行うことができるシステム（以下「財産売払いシステム」という。）による入札の場合にあっては、予定価格）の100分の10以上上の契約保証金を、現金（金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律

(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。次項において同じ。)

(1)～(3)(略)
2～4 (略)

(入札保証金)
第196条 入札に参加しようとする者は、その者が見積もる契約金額(第186条第1項各号に掲げる契約にあっては、それぞれ当該各号に定める金額)の100分の10(財産売払いシステムによる入札の場合にあっては、予定価格の100分の10)以上の金額の入札保証金を、現金(金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。次項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)で納付しなければならない。

2～5 (略)

(入札保証金)
第196条 入札に参加しようとする者は、その者が見積もる契約金額(第186条第1項各号に掲げる契約にあっては、それぞれ当該各号に定める金額)の100分の10(財産売払いシステムによる入札の場合にあっては、予定価格の100分の10)以上の金額の入札保証金を、現金(金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。次項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)で納付しなければならない。

2～5 (略)

金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。次項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)で納付しなければならない。

(1)～(3)(略)
2～4 (略)

(入札保証金)
第196条 入札に参加しようとする者は、その者が見積もる契約金額の100分の5(財産売払いシステムによる入札の場合にあっては、予定価格の100分の10)以上の金額の入札保証金を、現金(金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。次項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)で納付しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

専決事項 事項区分 科目等	専決区分 科目等	次長	総務課長	経営企画課長	業務課長	業務課長補佐	経営企画課長補佐	業務課長補佐
収益的 収入の 原因行 為	医業外収益							
受取利息								
補助金								
負担金交付金								
長期前受金戻入								

別表第1 (第3条関係)

専決事項 事項区分 科目等	専決区分 科目等	次長	総務課長	経営企画課長	業務課長	業務課長補佐	経営企画課長補佐	業務課長補佐
収益的 収入の 原因行 為	医業外収益							
受取利息								
補助金								
負担金交付金								
長期前受金戻入								

看護師養成収益	○			
賃付科	○ (業務の所掌事務に係るも の)	○ (業務の所掌事務に係るも の)	○ (業務の所掌事務に係るも の)	○ (業務の所掌事務に係るも の)
その他医業外収益	○ (業務の所掌事務に係るも の)	○ (業務の所掌事務に係るも の)	○ (業務の所掌事務に係るも の)	○ (業務の所掌事務に係るも の)
消費税及び地方消費税還付金				
特別利益				
固定資産売却益	500万円未満	300万円未満	500万円未満	300万円未満
過年度損益修正益	500万円未満	300万円未満	500万円未満	300万円未満
他会計繰入金		○		○

看護師養成収益	○			
賃付科	○ (総務課の所掌事務に係るも の)	○ (経営企画課の所掌事務に係るも の)	○ (業務の所掌事務に係るも の)	○ (業務の所掌事務に係るも の)
その他医業外収益	○ (総務課の所掌事務に係るも の)	○ (経営企画課の所掌事務に係るも の)	○ (業務の所掌事務に係るも の)	○ (業務の所掌事務に係るも の)
消費税及び地方消費税還付金				
特別利益				
固定資産売却益	500万円未満	300万円未満	500万円未満	300万円未満
過年度損益修正益	500万円未満	300万円未満	500万円未満	300万円未満
他会計繰入金		○		○

その他の特別利益	500万円未満	300万円未満				
収益的支出の負担行為	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
収益的支出の負担行為	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の特別利益	500万円未満	300万円未満				
経費						

その他の特別利益	500万円未満	300万円未満				
収益的支出の負担行為	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
収益的支出の負担行為	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
収益的支出の負担行為	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の特別利益	500万円未満	300万円未満				
経費						

燃料費	50万円以上	50万円未満		
食糧費	○			
修繕費	局本庁 50万円以上	施設 50万円以上	局本庁 50万円未満	施設 50万円未満
保険料	50万円以上		50万円未満	

燃料費	50万円以上 (総務課の所掌事務に係るものの)	50万円以上 (経営企画課の所掌事務に係るものの)	50万円未満 (業務企画課の所掌事務に係るものの)	50万円未満 (業務企画課の所掌事務に係るものの)
食糧費	○ (総務課の所掌事務に係るものの)	○ (経営企画課の所掌事務に係るものの)	○ (業務企画課の所掌事務に係るものの)	○ (業務企画課の所掌事務に係るものの)
修繕費	50万円以上 (総務課の所掌事務に係るものの)	50万円以上 (経営企画課の所掌事務に係るものの)	50万円以上 (業務企画課の所掌事務に係るものの)	50万円以上 (業務企画課の所掌事務に係るものの)
保険料				

通信運搬費	50万円以上	50万円未満		
賃借料	50万円以上	50万円未満		
委託料	局本庁 ○	施設 ○ (医事業務のみ)		
貸倒引当金繰入額		○		
雜費		○		
		○		

通信運搬費	50万円以上(総務課の所掌事務に係るものの)	50万円以上(経営企画課の所掌事務に係るものの)	50万円未満(業務企画課の所掌事務に係るものの)	50万円未満(業務企画課の所掌事務に係るものの)
賃借料	50万円以上(総務課の所掌事務に係るものの)	50万円以上(経営企画課の所掌事務に係るものの)	50万円未満(業務企画課の所掌事務に係るものの)	50万円未満(業務企画課の所掌事務に係るものの)
委託料	○(総務課の所掌事務に係るものの)	○(総務課の所掌事務に係るものの)	○(業務企画課の所掌事務に係るものの)	○(業務企画課の所掌事務に係るものの)
貸倒引当金繰入額			○	
雑費		○(総務課の所掌事務に係るものの)	○(経営企画課の所掌事務に係るものの)	○(業務企画課の所掌事務に係るものの)
減価償却費				○

資産減耗費	○						
研究研修費		○					
支払利息及び企業債取扱費		○					
雑損失			10万円以上	10万円未満			
消費税及び地方消費税					○		
看護師養成費						(略)	(略)
看護師養成経費						看護師養成経費	経費に準じる
特別損失							経費に準じる

資産減耗費	○						
研究研修費	○	○ (業務の所掌事務に係るもの) 課の所掌事務に係るもの)	○ (業務の所掌事務に係るもの) 課の所掌事務に係るもの)				
支払利息及び企業債取扱費	○						
雑損失	10万円以上	10万円未満 (業務の所掌事務に係るもの) 課の所掌事務に係るもの)	10万円未満 (業務の所掌事務に係るもの) 課の所掌事務に係るもの)				
消費税及び地方消費税					○		
看護師養成費						(略)	(略)
看護師養成経費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別損失							

固定資産売却損	500万円未満	300万円未満				
減損損失	500万円未満	300万円未満	500万円未満	300万円未満	500万円未満	
固定資産除却費	500万円未満	300万円未満	500万円未満	300万円未満	500万円未満	
過年度損益修正損	500万円未満	300万円未満	500万円未満	300万円未満	500万円未満	
その他特別損失	500万円未満	300万円未満	500万円未満	300万円未満	500万円未満	
資本的収入の原因行為			固定資産売却代金回収	(略)	(略)	(略)
資本的収入の原因行為	1,000万円未満	500万円未満	○	○	○	
投資回収金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
出資金		○		○		
他会計借入金		○		○		
寄付金	500万円未満	100万円未満		500万円未満	100万円未満	
補助金		○		○		
負担金交付金		○		○		

固定資産売却損	500万円未満	300万円未満				
減損損失	500万円未満	300万円未満				
固定資産除却費	500万円未満	300万円未満				
過年度損益修正損	500万円未満	300万円未満				
その他特別損失	500万円未満	300万円未満				
資本的収入の原因行為			固定資産売却代金回収	(略)	(略)	(略)
資本的収入の原因行為	1,000万円未満	500万円未満	○	○	○	
投資回収金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
出資金		○		○		
他会計借入金		○		○		
寄付金	500万円未満	100万円未満		500万円未満	100万円未満	
補助金		○		○		
負担金交付金		○		○		

その他の資本的収入	○				○		
資本的支出の負担行為	(略)						
電話加入権	○				○		
その他無形固定資産費	○				○		
その他投資	○				○		
企業償還金	○				○		
借入金償還金	○				○		
その他固定負債償還金	○				○		
その他資本的支出	○				○		
たな卸資産購入限度額の支出負担行為	(略)						

その他の資本的収入	○						
資本的支出の負担行為	(略)						
電話加入権	○						
その他無形固定資産費	○						
その他投資	○						
企業償還金	○						
借入金償還金	○						
その他固定負債償還金	○						
その他資本的支出	○						
たな卸資産購入限度額の支出負担行為	(略)						

收支 命令行為	○	病院局長及び次 長の決定を経た 事件	(略)	(略)	(略)	(略)
總務課長 に専決さ せた事件	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
経営企画 課長に専 決させた 事件	○					
業務課長 に専決さ せた事件	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

收支 命令行為	○	病院局長及び次 長の決定を経た 事件	(略)	(略)	(略)	(略)
總務課長 に専決さ せた事件	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
總務課長 補佐に専 決させた 事件	○					
経営企画 課長補佐 に専決さ せた事件						

業務課長 に専決させた事件	(略)						
その他の権限	(略)						
業務課長補佐に専決させた事件	(略)						

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。